

至誠ホームスオミ・ケアハウス

重要事項説明書

ご入居者に対するスオミケアハウス（軽費老人ホーム）施設サービス提供開始にあたり、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づき、当施設がご入居に説明すべき事項は次の通りです。

1 設置・経営主体

法人名	社会福祉法人 至誠学舎立川
法人所在地	立川市錦町6-28-15
代表者名	理事長 稲永 勝行
電話番号	042-527-7734

2 ご利用施設

施設の名称	至誠ホームスオミ・ケアハウス
施設の所在地	立川市錦町6-28-15
施設長名	井上 富士子
電話番号	042-527-0033
FAX番号	042-525-7125

3 施設の概要

建物	構造	鉄筋コンクリート造5階建	
	延べ床面積	3405.42㎡	
	利用定員	50名	
居室	居室の種類	室数	居室面積
	1人部屋（A）	4	30.82㎡
	1人部屋（B）	12	43.69㎡
	1人部屋（C）	10	44.74㎡
	2人部屋（C）	4	44.74㎡
	2人部屋（D）	6	58.87㎡
2人部屋（E）	2	61.02㎡	
レストラン	1階	1	*どなたでもご利用できます
浴室 （リフト付き）	2階	1	*基本的に各居室にお風呂はあります
浴室（ジャグジーバス）	4階	1	

ラウンジ	各階		共用のスペースです
------	----	--	-----------

4 職員数

- (1) 施設長 1名
- (2) 事務員（施設長兼務） (1名)
- (2) 生活相談員 1名
- (3) 介護職員 (2名以上)
- (4) 栄養士 1名
- (5) 調理員（委託） 若干名

※注 上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算したものです。

5 職員の職務内容

施設長は、理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

- (1) 事務員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。
- (2) 生活相談員は、入居者の生活向上に必要な生活指導・相談・支援を行う。
- (3) 介護職員は、入居者の支援ならびに共用部の清掃を行う。
- (4) 栄養士は入居者の食事・栄養摂取についての相談・支援を行う。

従業員の職種	勤務体制	休 暇
施設長 (事務員)	正規の勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30)	4週8休
生活相談員 介護職員 栄養士	早番 (7 : 00 ~ 16 : 00) 日勤 (8 : 30 ~ 17 : 30) 遅出 (10 : 00 ~ 19 : 00) 宿直 (19 : 00 ~ 翌7 : 00)	4週8休

6 職員の勤務体制

7 サービスの提供年月日

*サービスの提供は、入居の契約日から契約終了日までの間と致します。

契約日は、_____年 _____月 _____日 です。

*居室 _____タイプ _____号室

*契約日は、予め施設との間で定められた日、実際に入居された日、または居室の鍵をお渡しした日のうち、いずれか最初に訪れる日と致します。

*契約終了日は、予め施設との間で定められた日、入居者、施設のいずれからか契約の解除を申し出、予告期間が満了となった日、または居室内の私物をすべて搬出し原状回復

を完了して居室の鍵を返却された日のうち最も遅い日と致します。

8 サービスの内容

種類	内容
相談及び援助	当施設は、ご入居者およびそのご家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
食事	栄養士の立てる献立により、栄養バランスに配慮した食事を提供します。又、委託業者によるアラカルトメニューもあります。 (食事時間) 朝食 7:15～ 8:30 昼食 11:30～13:30 夕食 17:45～19:30 ※終了時間15分前がラストオーダーとなります。
緊急時の対応	ご入居者の緊急時等必要な場合には医療機関、保証人等に連絡対応します。 非常通報装置や、全館一斉放送設備を活用し、緊急の連絡を速やかに行います。
夜間の管理体制	宿直職員1名
介護保険サービス等の利用	日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、介護保険サービスの利用が出来ます。 ご入居者が適切なサービスを受けることが出来るよう、必要な援助を行うよう努めます。
保健衛生	ご入居者の健康の保持・疾病の予防の為、年に一度健康診断の機会を設けます。かかりつけの病院で受ける方は診断結果の提出をお願いします。
利用者の活動への協力	施設での生活が健康で明るいものとなるよう必要に応じ、ご入居様が自主的に趣味・教養娯楽・交流行事等を行う場合には、必要に応じ協力致します。また、ボランティア活動の支援、季節の行事等を企画致します。

2階リフト浴 4階ジャグジーバス	気分転換または必要な場合に2階と4階に2名位で利用できる入浴室があります。1回200円の利用料をいただいています。
---------------------	---

9 利用料

(1) ケアハウス利用料

- *利用料金表（別紙入居案内の通り）に基づき、毎月の利用料を前年の収入の階層に応じて請求致します。
- *生活費の食材料費については、食べた分だけの請求としています。
- *サービス費は、前年の対象収入により翌年度の階層（金額）が決定されるため、入居時及び翌年以降、年一回収入等に関する資料（収入申告書）を必ず提出してください。

(2) 居住者水道光熱費

居室水道光熱費は、各居室メーター値により、個々の契約に基づき直接お支払いただきます。上下水道料金は、外泊や入院によるご入居様のご不在、ご使用の有無に関わらず、基本料金が生じます。また、月途中で入居、退居された場合には、お部屋で使用された日から、もしくは契約終了日までの日数の日割り計算でお支払いとなります。

(3) 入居者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
食事のアラカルト分	要した費用を生活費に含めて引き落としとなります。
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	行事の参加費等も活動負担金として引き落としとなります。

(4) 支払方法等

- *毎月10日に請求書を発行します。
※10日が土・日または祝日の場合は翌日となります。
- *利用者負担金は、次の方法によりお支払いただきますようお願いいたします。
事業所指定の金融機関からの口座振替
※サービス利用月の翌月22日に引き落としさせていただきます。
(該当日が金融機関の休日の場合は、翌営業日となります。)

10 苦情申立について

相談・意見・要望・苦情などが職員、園長で解決されない場合、至誠ホームに設置さ

れている「利用者相談委員会」に申し立てができる体制になっています。

(苦情受付担当)	企画調整
(苦情解決責任者)	至誠ホーム長
(第三者委員会)	利用者相談委員会
(申し立て方法)	各所にホーム長への意見箱が設置されています 又は専用電話 042-527-0374

* 第三者委員会は、苦情相談に対して客観的、適正に対応しサービス向上につなげるべく、専門の第三者委員により構成されています。

* 立川市の苦情対応機関にも相談ができます。

立川市福祉保健部 介護保険課 介護給付係 042-523-2111 (代表)

* 広域の福祉苦情対応機関

福祉サービス運営適正化委員会 03-5283-7020

1.1 提供するサービスの第三者評価

第三者評価の実施について	なし
結果公表について	なし

1.2 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 竹口病院
所在地	昭島市玉川町4-6-32
電話番号	042-541-0176

1.3 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>(1) 当施設は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し、適切な取り組みに努めるものとします。</p> <p>(2) 当施設及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p>
----------------------------	---

	<p>(3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後に おいても継続します。</p> <p>(4) 当施設は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。</p>
<p>(2) 個人情報の保護について</p>	<p>(1) 当施設は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービスの提供以外の目的で個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報 についても同様とします。</p> <p>(2) 当施設は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>(3) 当施設が管理する情報は、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示にかかる複写料は別途必要)</p>

1 4 虐待の防止について

当施設は、ご入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員のご入居者に対する人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、当施設職員又は養護者（ご入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。
- (4) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員がご入居者

等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1.5 身体拘束の禁止

当施設は、入居者本人もしくは他のご入居者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、ご入居者の身体を拘束することはありません。緊急やむを得ず、ご入居者の身体を拘束する場合は、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きによるものとします。

1.6 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 当施設は、ご入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合、ご入居者の家族、または身元引受人並びに立川市及び関係各機関に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、サービスの提供によりご入居者に賠償すべき事故が発生した場合、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、ご入居者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (3) 当施設は、万一の事故の発生に備えて、総合賠償責任保険に加入しています。

1.7 非常災害時の対策

防災設備	施設には、火災・地震・風水害等非常災害に備えて、消火器・散水栓・スプリンクラー等の消火設備、非常放送設備、非常階段等の避難設備を備え、3日分の非常食を備蓄しています。
災害時の避難訓練等	年2回以上、夜間および昼間を想定した火災避難訓練と年1回以上水害時避難訓練を実施し、入居者の方にも参加していただきます。
	地域の町会と災害時相互応援協定を結んでいます。

1.8 ハラスメント対策の強化

当施設は、適切なサービス支援環境を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、サービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等、必要な措置を講じます。

19 職員の質の確保

施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

施設は、入居者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

20 退居について

*退居を希望される場合は、所定の“退居届け”を提出してください。退居には30日以上
の予告期間が必要となります。

*退居時の居室原状回復は、各入居者様のご負担でお願いしております。ハウスクリーニン
グに加え、和室は畳替え、洋室はワックス清掃が必ず必要となります。

*退去日の日付はクリーニングが終了した明け渡し完了の日となります。

2019. 4. 1改正

2021. 7. 1改正

2023. 7. 1改正

2025. 3. 1改正

年 月 日

入居にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業者

所在地 東京都立川市錦町6-28-15
事業者名 社会福祉法人 至誠学舎立川
常務理事・至誠ホーム長 旭 博之 印

事業所

所在地 東京都立川市錦町6-28-15
事業者名 至誠ホームスオミ・ケアハウス
園 長 井上 富士子 印

説明者 印

同 意 書

年 月 日

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名 印

家族・代理人・成年後見人等

住所

氏名 (続柄：) 印